平成２６年（フ）第１０４９号
東京都昭島市玉川町１丁目７番３号公団アパート３号館418号
破産者　毛利ノブヤ
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８号
東京都清瀬市松山１丁目42番２号フジ・マテリアル103号
破産者　小島　　昇
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１８号
横浜市中区弥生町２―15―１ストークタワー大通り公園Ⅲ501－Ｂ
破産者　株式会社ＲＥＤＰＡＤＤＹ
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０２号
横浜市都筑区荏田東２丁目１番35―303号
破産者　有限会社リアライズ
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２５６号
金沢市諸江町下丁305番地、従前の本店所在地金沢市湊４丁目19番１号
破産者　有限会社アクセル
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３７５号
石川県白山市森島町あ３番地の32、商業登記簿上の本店所在地石川県白山市森島町あ３番地の33
破産者　有限会社ウィズ
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３４２号
岐阜市芥見大船２丁目178番地４
破産者　杉下佐緒理
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第６１８号
静岡市葵区水道町90番地の３
破産者　株式会社堀川組
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６７号
静岡県富士宮市万野原新田3120番地の９
破産者　有限会社朝倉住建
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１４号
三重県尾鷲市北浦西町1377番地15、開始決定時の住所三重県鳥羽市桃取町451番地７
破産者　清水　宏充
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
三重県伊勢市岡本２丁目５番57号
破産者　清宝水産有限会社
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第１０２号
三重県伊勢市小俣町明野280番地１
破産者　有限会社マーチヤントユー
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第４０９号
京都市伏見区深草平田町３－３
破産者　有限会社ＫＡＷＡＩ
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２０６号
京都市南区吉祥院稲葉町24、商業登記簿上の本店所在地京都市中京区壬生森町66番地
破産者　株式会社星野運輸倉庫
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１９号
高知県吾川郡いの町枝川４番地１
破産者　有限会社伊藤水道
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第１２９０５号
千葉県習志野市津田沼５丁目３―24―105、開始決定時の住所千葉県習志野市鷺沼台２丁目８－４
破産者　永井貴志和
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６６６号
東京都板橋区徳丸６丁目10―30―103
破産者　梅澤　　淳
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３７０号
東京都目黒区中目黒５丁目18―２―206
破産者　大野　政仁
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０４１号
東京都八王子市みつい台２丁目42―９
破産者　谷津　富高
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７７９号
東京都世田谷区用賀３丁目21―12　斉藤方201
破産者　晴山　和弘
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６１１３号
東京都八王子市打越町2011―14―505
破産者　山本　　学
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部